(法第10条第1項第7号関係「設立2年目の事業計画書」)

設立2年目の事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

NPO法人子どもと女性と動物のかけこみ寺

1 事業実施の方針 女性、子ども、動物の心と体のサポート

- 2 事業の実施に関する事項
- (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時(B)当該事業の 実施予定場所(C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
子どもや女性 に対する支援 事業	相談、衣服の提供、住む場所 の提供、食事の提供、移動の 手助け、就労の手助け	(A)通年 (B)大分県 (C)20人	(D)支援を必要とし ている子ども・ 女性 (E)25人	2000
動物 (犬・ 猫)の保護事 業	犬・猫の保護、食事の提供、 住む場所の提供、	(A)通年 (B)大分県 (C)20人	(D)保護を必要とし ている犬・猫 (E)30頭	8000
その他この法 人の目的達成 のために必要 な事業	実施予定なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。